

見附市ソフトテニス連盟 会則

(兼 見附ソフトテニスクラブ会則)

(名称)

第1条 本会は「見附市ソフトテニス連盟」(兼「見附ソフトテニスクラブ」)と称する。

(目的)

第2条 本会は、見附地域および近隣地域におけるソフトテニスの普及啓発を図り、ソフトテニスの技術向上と健康・体力づくりに貢献する。併せて、生涯スポーツとして普及推進し、ソフトテニスを通じて地域スポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの啓発と普及活動
- (2) ソフトテニスの各種大会の開催
- (3) ソフトテニスに関する講習会・教室の開催
- (4) ソフトテニスに関する指導者の育成
- (5) 加入団体および関連団体などへの支援および協力
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、見附市およびその近隣地域で住所・勤務先を有する者および団体で、ソフトテニスを愛好し、本会の目的に賛同して入会を希望する者および団体。

- (1) 入会を希望する者および団体は、所定の手続きを経て入会する。
- (2) 退会する時は、すみやかに本会に届け出なければならない。
- (3) 年会費の長期滞納および本会の名誉と信用を廃損したとして理事会で除名を決議した時は退会とする。

(会費)

第5条 本会の会費は、年額4,000円とし、家族会員は年額2,000円とする。

- (1) 会員は、会費を年度初頭に納入するのとし、新たに入会する者は入会時に納入するものとする。
- (2) 納入された会費はいかなる場合でも返戻しないものとする。
- (3) 会費の変更は総会において決定する。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計、および会計監査を置く。
また、必要に応じて、顧問、参与を置くことが出来る。

(役員の選出と任期)

第7条 本会の役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 理事は、会員からの推薦者および立候補者の中から選出し、総会において決定する。
- (2) 会長、副会長は、理事会の推薦により選出し、総会において決定する。
- (3) 理事長、副理事長、理事、会計は、理事の互選により選出し、総会において決定する。
- (4) 会計監査は、会長が推薦して総会において決定し委嘱する。
- (5) 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、本会の運営に関する業務を執行するとともに、事務および連絡調整やその他関連事項を処理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が支障あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は、委嘱された担当業務を執行して推進する。
- (6) 会計は、会計業務を担当し、財務に関する一切を管理する。
- (7) 会計監査は、会計処理などについて監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第9条 本会の会議は、理事会、総会とする。

2、理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計で組織する。

理事会は、会長が招集し、次の事項を審議執行する。

- (1) 年度事業計画および予算の策定
- (2) 年度事業報告および決算報告の策定
- (3) 会則、規定、会費などの制定および改廃に関する事項
- (4) 本会の主催大会の開催運営に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する事項

3、総会は、通常1年に1回開催し、会長が召集して議長となる。

総会は会員総数の過半数の出席で開催し、出席会員の過半数をもって議決する総会で、次の事項を審議承認する。

- (1) 年度事業報告および計画に関する事項の承認
- (2) 年度決算および予算に関する事項の承認
- (3) 役員の承認
- (4) 重要規定の制定および改廃に関する事項の承認
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(会計)

第 10 条 本会の会計は、次に上げるものをもって充てる。

会費などに関しては、理事会で協議し、総会の議決により別に定める。

a 会費 b 事業収入 c 寄付金 d 補助金 e その他

(会計年度)

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(専門委員会)

第 12 条 本会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(担当役員および担当委員の報酬)

第 13 条 本会は、各担当役員および主催大会などの担当委員の職責により、報酬を支出することができる。

2、各報酬の額、支払時期および支払い範囲などについては理事会で協議し、総会の議決において決定する。

(慶弔規定)

第 14 条 会員死亡の場合は、香典を供し、弔意を表す。

香典は 10,000 円を上限として供することができる。

2、全国大会出場等の激励祝金は理事会で協議して決定する。

激励祝金として、1 人および 1 団体当たり、年 1 回に限り 10,000 円を上限として贈ることができる。

3、災害、および規定の定めの無い事項については理事会で協議して決定する。

付則 ・この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から会則の一部を改訂して施行する。

平成 年 月 日

見附市ソフトテニス連盟 御中
(兼、見附ソフトテニスクラブ)
入会者申込者(団体名)

印

連 盟 入 会 申 込 書

貴連盟(兼、クラブ)の目的に賛同し、また会則を順守することに同意して、
入会の申込を致します。

フリガナ お名前 (団体名)	男・女 昭和 年 月 日生 平成
ご住所 市	電話 — — FAX — — メール